■ 土のうステーション設置事業について

当市では、大雨洪水等による家屋等への浸水被害を軽減し、浸水に対する安心・安全を確保するため、地域住民が自由に使える簡易土のうの保管場所として、土のうステーションの設置事業を行っております。盛岡市公共下水道事業（雨水）計画区域内で、設置について地域住民からの理解及び協力が得られている町内会・自治会等の代表者からの申請が対象となります。土のうステーションは、道路敷地、公園及び公共施設等の敷地内または道路等に面した人目につきやすく通行その他の支障にならない場所で、かつ、地域住民が容易に使用できる場所への設置を条件とし、１自治会に対して１年当たり１箇所を限度としています。

【参考】土のうステーション設置例

■ 土のうステーションの仕様について

土のうステーションとは土のう(10kg/袋) 100 袋程度を収納し、カバーにより土のうの劣化を防止し、住民が必要に応じて自由に土のうを出し入れして使用できるものです。

項目	材質	寸法	自重
骨組み	鋼鉄パイプ（φ28mm） プラスチック被覆式	幅 1,200mm× 奥行 800mm× 高さ 1,000mm	22kg/基
ネット	プラスチック（PP 製） 引張強度：12（KN/m）	目合：縦 28mm 横 40mm	1kg/基

■ 土のうを使用した浸水対策の例（積み方・並べ方）

土のうはただ積み上げるだけでは、不安定になり浸水してきた水の重量や勢いで崩れてたり、隙間からの浸水が多くなります。交互に積み重ねると、安定し水の重量や勢いで崩れることも無く隙間からの浸水も防げます。土のうを使用する際は、ただ適当に積み上げるのではなく交互に積み上げることを必ず心がけて下さい。

屋外で使用する場合は積んだ土のうに防水シートを被せる事で、さらに浸水を防ぐ事が出来ます。

屋内で使用する場合は出入り口などからの浸水を防ぐ際は板等を立てかけ、土のうで固定する事で隙間からの浸水を効果的に防ぐ事が出来ます。

重ねた土のうと板、防水シートを使った方法

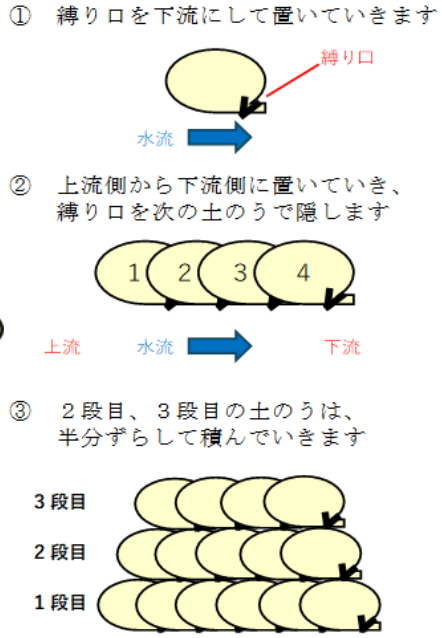

■ 土のうステーション設置場所等について（設置場所：申請者及び設置時期）

① 三本柳 23 地割（三本柳南町内会）　平成 27 年 6 月～
② 西見前 14 地割（和野町内会）　平成 27 年 6 月～
③ 東見前 9 地割　（都南第四区町内会）平成 27 年 6 月～
④ 津志田 27 地割（第 16 区東町内会）　平成 29 年度～
⑤ 東見前 6 地割　（都南第三町内会）　平成 29 年度～
⑥ 三本柳 21 地割（三本柳南町内会）　平成 30 年 10 月～
⑦ 湯沢西一丁目　（湯沢団地自治会）　令和 5 年 12 月～
⑧ 山岸二丁目　（御弓町町内会）　令和 7 年 8 月～
⑨ 菜園二丁目　（菜園二丁目町内会）令和 7 年 9 月～
⑩ 肴町　（呉服町新栄会）　令和 7 年 10 月～

なお、地域住民の方が土のうを使用したい場合は、土のうステーションを管理・点検している町内会にお問い合わせ下さい。

■ 土のうステーション設置の申込み及び問合せ先

申し込みから設置までおよそ 6 か月～8 か月かかります。下水道整備課下水計画係（電話：019-623-1421）へお問い合わせください。

また、既存の土のうステーションにおいて、土のうの補充を希望される方は下水道施設管理課（電話：019-624-4332）へお問い合わせください。

【担　当】上下水道局下水道整備課